

印刷請負契約書の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分（〔 〕で注記した項番号を含む。以下同じ。）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）をこれに対応する改正後欄に掲げる対象規定のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）の改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものを削る。

改正後	改正前
<p>（個人情報等の保護に関する受注者の責務）</p> <p>第 4 条 受注者は、この契約の履行にあたって個人情報等を取り扱う場合は、市民の個人情報保護の重要性に鑑み<u>個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）</u>、<u>大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例（令和 5 年大阪市条例第 5 号）</u>及びその他の関連する法令等の趣旨を踏まえ、この契約書の各条項を遵守し、その漏えい、滅失、き損等の防止その他個人情報等の保護に必要な体制の整備及び措置を講じなければならない。</p> <p>[2 略]</p> <p><u>（個人情報の安全管理義務違反に対する措置等）</u></p> <p>第 10 条 <u>〔①〕発注者は、受注者がこの契約に基づく業務に関し、個人情報保護法第 66 条第 2 項において準用する同条第 1 項の規定に違反しているとき、又はこの契約に基づく受注者の業務に従</u></p>	<p>（個人情報等の保護に関する受注者の責務）</p> <p>第 4 条 受注者は、この契約の履行にあたって個人情報等を取り扱う場合は、市民の個人情報保護の重要性に鑑み<u>大阪市個人情報保護条例（平成 7 年大阪市条例第 11 号。以下「保護条例」という。）</u>及びその他の関連する法令等の趣旨を踏まえ、この契約書の各条項を遵守し、その漏えい、滅失、き損等の防止その他個人情報等の保護に必要な体制の整備及び措置を講じなければならない。</p> <p>[2 同左]</p> <p><u>（事実の公表）</u></p> <p>第 10 条 <u>〔①〕発注者は、受注者が保護条例第 15 条の規定に違反しているとき、保護条例第 16 条第 1 項の規定に基づき、行為の是正その他必要な処置を講ずるべき旨を勧告することが</u></p>

事している者が同法第 67 条に違反して
いると認めるときは、受注者に対し
て、行為の是正その他必要な措置を講
ずるべき旨を求めることができる。

[削る]

2 発注者は、履行に関し個人情報等の
漏えい等の事故が発生した場合は、必
要に応じて当該事故に関する情報を公
表することができる。

できる。

2 発注者は、受注者が前項に規定する
勧告に従わないときは、保護条例第 16
条第 2 項に定める事実の公表を行うた
めに必要な措置をとることができる。

3 発注者は、前 2 項に定めるもののほ
か、履行に関し個人情報等の漏えい等
の事故が発生した場合は、必要に応じ
て当該事故に関する情報を公表するこ
とができる。

備考 表中の [] の記載及び表中の対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全
体に付した傍線は注記である。

附 則

この標準契約書の改正は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、令和 5 年 3 月 31
日以前に発注した契約については、なお従前の例による。

業務委託契約書（成果物型）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分（〔 〕で注記した項番号を含む。以下同じ。）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）をこれに対応する改正後欄に掲げる対象規定のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）の改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものを削る。

改正後	改正前
<p>（個人情報等の保護に関する受注者の責務）</p> <p>第 6 条 受注者は、この契約の履行にあたって個人情報等を取り扱う場合は、市民の個人情報保護の重要性に鑑み<u>個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）</u>、<u>大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例（令和 5 年大阪市条例第 5 号）</u>、<u>大阪市特定個人情報保護条例（令和 5 年大阪市条例第 6 号）</u>、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）及びその他の関連する法令等の趣旨を踏まえ、この契約書の各条項を遵守し、その漏えい、滅失、き損等の防止その他個人情報等の保護に必要な体制の整備及び措置を講じなければならない。</p> <p>[2 略]</p> <p><u>（個人情報の安全管理義務違反に対する措置等）</u></p> <p>第 12 条 <u>〔①〕発注者は、受注者がこの契</u></p>	<p>（個人情報等の保護に関する受注者の責務）</p> <p>第 6 条 受注者は、この契約の履行にあたって個人情報等を取り扱う場合は、市民の個人情報保護の重要性に鑑み<u>大阪市個人情報保護条例（平成 7 年大阪市条例第 11 号。以下「保護条例」という。）</u>、<u>大阪市特定個人情報保護条例（平成 27 年大阪市条例第 89 号）</u>、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）及びその他の関連する法令等の趣旨を踏まえ、この契約書の各条項を遵守し、その漏えい、滅失、き損等の防止その他個人情報等の保護に必要な体制の整備及び措置を講じなければならない。</p> <p>[2 同左]</p> <p><u>（事実の公表）</u></p> <p>第 12 条 <u>〔①〕発注者は、受注者が保護条</u></p>

約に基づく業務に関し、個人情報保護法第 66 条第 2 項において準用する同条第 1 項の規定に違反しているとき、又はこの契約に基づく受注者の業務に従事している者が同法第 67 条に違反していると認めるときは、受注者に対して、行為の是正その他必要な措置を講ずるべき旨を求めることができる。

[削る]

2 発注者は、業務に関し個人情報等の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

例第 15 条の規定に違反していると認めるときは、保護条例第 16 条第 1 項の規定に基づき、行為の是正その他必要な処置を講ずるべき旨を勧告することができる。

2 発注者は、受注者が前項に規定する勧告に従わないときは、保護条例第 16 条第 2 項に定める事実の公表を行うために必要な措置をとることができる。

3 発注者は、前 2 項に定めるもののほか、業務に関し個人情報等の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

備考 表中の [] の記載及び表中の対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

この標準契約書の改正は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、令和 5 年 3 月 31 日以前に発注した契約については、なお従前の例による。

業務委託契約書（経常型）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分（〔 〕で注記した項番号を含む。以下同じ。）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）をこれに対応する改正後欄に掲げる対象規定のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）の改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものを削る。

改正後	改正前
<p>（個人情報等の保護に関する受注者の責務）</p> <p>第 6 条 受注者は、この契約の履行にあたって個人情報等を取り扱う場合は、市民の個人情報保護の重要性に鑑み<u>個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）</u>、<u>大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例（令和 5 年大阪市条例第 5 号）</u>、<u>大阪市特定個人情報保護条例（令和 5 年大阪市条例第 6 号）</u>、<u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）</u>及びその他の関連する法令等の趣旨を踏まえ、この契約書の各条項を遵守し、その漏えい、滅失、き損等の防止その他個人情報等の保護に必要な体制の整備及び措置を講じなければならない。</p> <p>[2 略]</p> <p><u>（個人情報の安全管理義務違反に対する措置等）</u></p> <p>第 12 条 <u>〔①〕</u>発注者は、受注者がこの契</p>	<p>（個人情報等の保護に関する受注者の責務）</p> <p>第 6 条 受注者は、この契約の履行にあたって個人情報等を取り扱う場合は、市民の個人情報保護の重要性に鑑み<u>大阪市個人情報保護条例（平成 7 年大阪市条例第 11 号。以下「保護条例」という。）</u>、<u>大阪市特定個人情報保護条例（平成 27 年大阪市条例第 89 号）</u>、<u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）</u>及びその他の関連する法令等の趣旨を踏まえ、この契約書の各条項を遵守し、その漏えい、滅失、き損等の防止その他個人情報等の保護に必要な体制の整備及び措置を講じなければならない。</p> <p>[2 同左]</p> <p><u>（事実の公表）</u></p> <p>第 12 条 <u>〔①〕</u>発注者は、受注者が保護条</p>

約に基づく業務に関し、個人情報保護法第 66 条第 2 項において準用する同条第 1 項の規定に違反しているとき、又はこの契約に基づく受注者の業務に従事している者が同法第 67 条に違反していると認めるときは、受注者に対して、行為の是正その他必要な措置を講ずるべき旨を求めることができる。

[削る]

2 発注者は、業務に関し個人情報等の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

例第 15 条の規定に違反していると認めるときは、保護条例第 16 条第 1 項の規定に基づき、行為の是正その他必要な処置を講ずるべき旨を勧告することができる。

2 発注者は、受注者が前項に規定する勧告に従わないときは、保護条例第 16 条第 2 項に定める事実の公表を行うために必要な措置をとることができる。

3 発注者は、前 2 項に定めるもののほか、業務に関し個人情報等の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

備考 表中の [] の記載及び表中の対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

この標準契約書の改正は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、令和 5 年 3 月 31 日以前に発注した契約については、なお従前の例による。

業務委託契約書（長期継続契約用）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分（〔 〕で注記した項番号を含む。以下同じ。）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）をこれに対応する改正後欄に掲げる対象規定のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）の改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものを削る。

改正後	改正前
<p>（個人情報等の保護に関する受注者の責務）</p> <p>第 6 条 受注者は、この契約の履行にあたって個人情報等を取り扱う場合は、市民の個人情報保護の重要性に鑑み<u>個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）</u>、<u>大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例（令和 5 年大阪市条例第 5 号）</u>、<u>大阪市特定個人情報保護条例（令和 5 年大阪市条例第 6 号）</u>、<u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）</u>及びその他の関連する法令等の趣旨を踏まえ、この契約書の各条項を遵守し、その漏えい、滅失、き損等の防止その他個人情報等の保護に必要な体制の整備及び措置を講じなければならない。</p> <p>[2 略]</p> <p><u>（個人情報の安全管理義務違反に対する措置等）</u></p> <p>第 12 条 <u>〔①〕</u>発注者は、受注者がこの契</p>	<p>（個人情報等の保護に関する受注者の責務）</p> <p>第 6 条 受注者は、この契約の履行にあたって個人情報等を取り扱う場合は、市民の個人情報保護の重要性に鑑み<u>大阪市個人情報保護条例（平成 7 年大阪市条例第 11 号。以下「保護条例」という。）</u>、<u>大阪市特定個人情報保護条例（平成 27 年大阪市条例第 89 号）</u>、<u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）</u>及びその他の関連する法令等の趣旨を踏まえ、この契約書の各条項を遵守し、その漏えい、滅失、き損等の防止その他個人情報等の保護に必要な体制の整備及び措置を講じなければならない。</p> <p>[2 同左]</p> <p><u>（事実の公表）</u></p> <p>第 12 条 <u>〔①〕</u>発注者は、受注者が保護条</p>

約に基づく業務に関し、個人情報保護法第 66 条第 2 項において準用する同条第 1 項の規定に違反しているとき、又はこの契約に基づく受注者の業務に従事している者が同法第 67 条に違反していると認めるときは、受注者に対して、行為の是正その他必要な措置を講ずるべき旨を求めることができる。

[削る]

2 発注者は、業務に関し個人情報等の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

例第 15 条の規定に違反していると認めるときは、保護条例第 16 条第 1 項の規定に基づき、行為の是正その他必要な処置を講ずるべき旨を勧告することができる。

2 発注者は、受注者が前項に規定する勧告に従わないときは、保護条例第 16 条第 2 項に定める事実の公表を行うために必要な措置をとることができる。

3 発注者は、前 2 項に定めるもののほか、業務に関し個人情報等の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

備考 表中の [] の記載及び表中の対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

この標準契約書の改正は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、令和 5 年 3 月 31 日以前に発注した契約については、なお従前の例による。

業務委託契約書（システム開発・改修用）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分（〔 〕で注記した項番号を含む。以下同じ。）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）をこれに対応する改正後欄に掲げる対象規定のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）の改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものを削る。

改正後	改正前
<p>（個人情報等の保護に関する受注者の責務）</p> <p>第 6 条 受注者は、この契約の履行にあたって個人情報等を取り扱う場合は、市民の個人情報保護の重要性に鑑み<u>個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）</u>、<u>大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例（令和 5 年大阪市条例第 5 号）</u>、<u>大阪市特定個人情報保護条例（令和 5 年大阪市条例第 6 号）</u>、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）及びその他の関連する法令等の趣旨を踏まえ、この契約書の各条項を遵守し、その漏えい、滅失、き損等の防止その他個人情報等の保護に必要な体制の整備及び措置を講じなければならない。</p> <p>[2 ・ 3 略]</p> <p><u>（個人情報の安全管理義務違反に対する措置等）</u></p> <p>第 12 条 <u>〔①〕発注者は、受注者がこの契</u></p>	<p>（個人情報等の保護に関する受注者の責務）</p> <p>第 6 条 受注者は、この契約の履行にあたって個人情報等を取り扱う場合は、市民の個人情報保護の重要性に鑑み<u>大阪市個人情報保護条例（平成 7 年大阪市条例第 11 号。以下「保護条例」という。）</u>、<u>大阪市特定個人情報保護条例（平成 27 年大阪市条例第 89 号）</u>、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）及びその他の関連する法令等の趣旨を踏まえ、この契約書の各条項を遵守し、その漏えい、滅失、き損等の防止その他個人情報等の保護に必要な体制の整備及び措置を講じなければならない。</p> <p>[2 ・ 3 同左]</p> <p><u>（事実の公表）</u></p> <p>第 12 条 <u>〔①〕発注者は、受注者が保護条</u></p>

約に基づく業務に関し、個人情報保護法第 66 条第 2 項において準用する同条第 1 項の規定に違反しているとき、又はこの契約に基づく受注者の業務に従事している者が同法第 67 条に違反していると認めるときは、受注者に対して、行為の是正その他必要な措置を講ずるべき旨を求めることができる。

[削る]

2 発注者は、業務に関し個人情報等の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

例第 15 条の規定に違反していると認めるときは、保護条例第 16 条第 1 項の規定に基づき、行為の是正その他必要な処置を講ずるべき旨を勧告することができる。

2 発注者は、受注者が前項に規定する勧告に従わないときは、保護条例第 16 条第 2 項に定める事実の公表を行うために必要な措置をとることができる。

3 発注者は、前 2 項に定めるもののほか、業務に関し個人情報等の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

備考 表中の [] の記載及び表中の対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

この標準契約書の改正は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、令和 5 年 3 月 31 日以前に発注した契約については、なお従前の例による。

業務委託契約書（システム運用・保守用）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分（〔 〕で注記した項番号を含む。以下同じ。）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）をこれに対応する改正後欄に掲げる対象規定のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）の改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものを削る。

改正後	改正前
<p>（個人情報等の保護に関する受注者の責務）</p> <p>第 6 条 受注者は、この契約の履行にあたって個人情報等を取り扱う場合は、市民の個人情報保護の重要性に鑑み<u>個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）、大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例（令和 5 年大阪市条例第 5 号）、大阪市特定個人情報保護条例（令和 5 年大阪市条例第 6 号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）及びその他の関連する法令等の趣旨を踏まえ、この契約書の各条項を遵守し、その漏えい、滅失、き損等の防止その他個人情報等の保護に必要な体制の整備及び措置を講じなければならない。</u></p> <p>[2 ・ 3 略]</p> <p><u>（個人情報の安全管理義務違反に対する措置等）</u></p> <p>第 12 条 <u>〔①〕発注者は、受注者がこの契</u></p>	<p>（個人情報等の保護に関する受注者の責務）</p> <p>第 6 条 受注者は、この契約の履行にあたって個人情報等を取り扱う場合は、市民の個人情報保護の重要性に鑑み<u>大阪市個人情報保護条例（平成 7 年大阪市条例第 11 号。以下「保護条例」という。）、大阪市特定個人情報保護条例（平成 27 年大阪市条例第 89 号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）及びその他の関連する法令等の趣旨を踏まえ、この契約書の各条項を遵守し、その漏えい、滅失、き損等の防止その他個人情報等の保護に必要な体制の整備及び措置を講じなければならない。</u></p> <p>[2 ・ 3 同左]</p> <p><u>（事実の公表）</u></p> <p>第 12 条 <u>〔①〕発注者は、受注者が保護条</u></p>

約に基づく業務に関し、個人情報保護法第 66 条第 2 項において準用する同条第 1 項の規定に違反しているとき、又はこの契約に基づく受注者の業務に従事している者が同法第 67 条に違反していると認めるときは、受注者に対して、行為の是正その他必要な措置を講ずるべき旨を求めることができる。

[削る]

2 発注者は、業務に関し個人情報等の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

例第 15 条の規定に違反していると認めるときは、保護条例第 16 条第 1 項の規定に基づき、行為の是正その他必要な処置を講ずるべき旨を勧告することができる。

2 発注者は、受注者が前項に規定する勧告に従わないときは、保護条例第 16 条第 2 項に定める事実の公表を行うために必要な措置をとることができる。

3 発注者は、前 2 項に定めるもののほか、業務に関し個人情報等の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

備考 表中の [] の記載及び表中の対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

この標準契約書の改正は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、令和 5 年 3 月 31 日以前に発注した契約については、なお従前の例による。

業務委託契約書（システム運用・保守用）（長期継続契約用）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分（〔 〕で注記した項番号を含む。以下同じ。）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）をこれに対応する改正後欄に掲げる対象規定のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）の改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものを削る。

改正後	改正前
<p>（個人情報等の保護に関する受注者の責務）</p> <p>第6条 受注者は、この契約の履行にあたって個人情報等を取り扱う場合は、市民の個人情報保護の重要性に鑑み<u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）</u>、<u>大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例（令和5年大阪市条例第5号）</u>、<u>大阪市特定個人情報保護条例（令和5年大阪市条例第6号）</u>、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）及びその他の関連する法令等の趣旨を踏まえ、この契約書の各条項を遵守し、その漏えい、滅失、き損等の防止その他個人情報等の保護に必要な体制の整備及び措置を講じなければならない。</p> <p>[2・3 略]</p> <p><u>（個人情報の安全管理義務違反に対する</u></p>	<p>（個人情報等の保護に関する受注者の責務）</p> <p>第6条 受注者は、この契約の履行にあたって個人情報等を取り扱う場合は、市民の個人情報保護の重要性に鑑み<u>大阪市個人情報保護条例（平成7年大阪市条例第11号。以下「保護条例」という。）</u>、<u>大阪市特定個人情報保護条例（平成27年大阪市条例第89号）</u>、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）及びその他の関連する法令等の趣旨を踏まえ、この契約書の各条項を遵守し、その漏えい、滅失、き損等の防止その他個人情報等の保護に必要な体制の整備及び措置を講じなければならない。</p> <p>[2・3 同左]</p> <p><u>（事実の公表）</u></p>

措置等)

第 12 条 〔①〕発注者は、受注者がこの契約に基づく業務に関し、個人情報保護法第 66 条第 2 項において準用する同条第 1 項の規定に違反しているとき、又はこの契約に基づく受注者の業務に従事している者が同法第 67 条に違反していると認めるときは、受注者に対して、行為の是正その他必要な措置を講ずるべき旨を求めることができる。

[削る]

2 発注者は、業務に関し個人情報等の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

第 12 条 〔①〕発注者は、受注者が保護条例第 15 条の規定に違反していると認めるときは、保護条例第 16 条第 1 項の規定に基づき、行為の是正その他必要な処置を講ずるべき旨を勧告することができる。

2 発注者は、受注者が前項に規定する勧告に従わないときは、保護条例第 16 条第 2 項に定める事実の公表を行うために必要な措置をとることができる。

3 発注者は、前 2 項に定めるもののほか、業務に関し個人情報等の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

備考 表中の [] の記載及び表中の対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

この標準契約書の改正は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、令和 5 年 3 月 31 日以前に発注した契約については、なお従前の例による。

土木設計等業務委託契約書の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分（〔 〕で注記した項番号を含む。以下同じ。）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）をこれに対応する改正後欄に掲げる対象規定のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）の改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものを削る。

改正後	改正前
<p>（個人情報等の保護に関する受注者の責務）</p> <p>第 6 条 受注者は、この契約の履行にあたって個人情報等を取り扱う場合は、市民の個人情報保護の重要性に鑑み<u>個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）及び大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例（令和 5 年大阪市条例第 5 号）</u>の趣旨を踏まえ、この契約書の各条項を遵守し、その漏えい、滅失、き損等の防止その他個人情報等の保護に必要な体制の整備及び措置を講じなければならない。</p> <p>[2 略]</p> <p><u>（個人情報の安全管理義務違反に対する措置等）</u></p> <p>第 12 条 <u>〔①〕発注者は、受注者がこの契約に基づく業務に関し、個人情報保護法第 66 条第 2 項において準用する同条第 1 項の規定に違反しているとき、又はこの契約に基づく受注者の業務に従事している者が同法第 67 条に違反して</u></p>	<p>（個人情報等の保護に関する受注者の責務）</p> <p>第 6 条 受注者は、この契約の履行にあたって個人情報等を取り扱う場合は、市民の個人情報保護の重要性に鑑み<u>大阪市個人情報保護条例（平成 7 年大阪市条例第 11 号。以下「保護条例」という。）</u>の趣旨を踏まえ、この契約書の各条項を遵守し、その漏えい、滅失、き損等の防止その他個人情報等の保護に必要な体制の整備及び措置を講じなければならない。</p> <p>[2 同左]</p> <p><u>（事実の公表）</u></p> <p>第 12 条 <u>〔①〕</u>発注者は、受注者が保護条例第 15 条の規定に違反しているとき認めるときは、保護条例第 16 条第 1 項の規定に基づき、行為の是正その他必要な処置を講ずるべき旨を勧告することができる。</p>

いると認めるときは、受注者に対して、行為の是正その他必要な措置を講ずるべき旨を求めることができる。

[削る]

2 発注者は、業務に関し個人情報等の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

2 発注者は、受注者が前項に規定する勧告に従わないときは、保護条例第16条第2項に定める事実の公表を行うために必要な措置をとることができる。

3 発注者は、前2項に定めるもののほか、業務に関し個人情報等の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

備考 表中の [] の記載及び表中の対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

この標準契約書の改正は、令和5年4月1日から施行する。ただし、令和5年3月31日以前に発注した契約については、なお従前の例による。

測量等業務委託契約書の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分（〔 〕で注記した項番号を含む。以下同じ。）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）をこれに対応する改正後欄に掲げる対象規定のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）の改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものを削る。

改正後	改正前
<p>（個人情報等の保護に関する受注者の責務）</p> <p>第 6 条 受注者は、この契約の履行にあたって個人情報等を取り扱う場合は、市民の個人情報保護の重要性に鑑み<u>個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）及び大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例（令和 5 年大阪市条例第 5 号）</u>の趣旨を踏まえ、この契約書の各条項を遵守し、その漏えい、滅失、き損等の防止その他個人情報等の保護に必要な体制の整備及び措置を講じなければならない。</p> <p>[2 略]</p> <p><u>（個人情報の安全管理義務違反に対する措置等）</u></p> <p>第 12 条 <u>〔①〕</u>発注者は、受注者がこの契約に基づく業務に関し、<u>個人情報保護法第 66 条第 2 項において準用する同条第 1 項の規定に違反しているとき、又はこの契約に基づく受注者の業務に従事している者が同法第 67 条に違反して</u></p>	<p>（個人情報等の保護に関する受注者の責務）</p> <p>第 6 条 受注者は、この契約の履行にあたって個人情報等を取り扱う場合は、市民の個人情報保護の重要性に鑑み<u>大阪市個人情報保護条例（平成 7 年大阪市条例第 11 号。以下「保護条例」という。）</u>の趣旨を踏まえ、この契約書の各条項を遵守し、その漏えい、滅失、き損等の防止その他個人情報等の保護に必要な体制の整備及び措置を講じなければならない。</p> <p>[2 同左]</p> <p><u>（事実の公表）</u></p> <p>第 12 条 <u>〔①〕</u>発注者は、受注者が保護条例第 15 条の規定に違反しているとき認めるときは、保護条例第 16 条第 1 項の規定に基づき、行為の是正その他必要な処置を講ずるべき旨を勧告することができる。</p>

いると認めるときは、受注者に対して、行為の是正その他必要な措置を講ずるべき旨を求めることができる。

[削る]

2 発注者は、業務に関し個人情報等の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

2 発注者は、受注者が前項に規定する勧告に従わないときは、保護条例第16条第2項に定める事実の公表を行うために必要な措置をとることができる。

3 発注者は、前2項に定めるもののほか、業務に関し個人情報等の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

備考 表中の [] の記載及び表中の対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

この標準契約書の改正は、令和5年4月1日から施行する。ただし、令和5年3月31日以前に発注した契約については、なお従前の例による。

建築設計業務委託契約書の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分（〔 〕で注記した項番号を含む。以下同じ。）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）をこれに対応する改正後欄に掲げる対象規定のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）の改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものを削る。

改正後	改正前
<p>（個人情報等の保護に関する受注者の責務）</p> <p>第 6 条 受注者は、この契約の履行にあたって個人情報等を取り扱う場合は、市民の個人情報保護の重要性に鑑み<u>個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）及び大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例（令和 5 年大阪市条例第 5 号）</u>の趣旨を踏まえ、この契約書の各条項を遵守し、その漏えい、滅失、き損等の防止その他個人情報等の保護に必要な体制の整備及び措置を講じなければならない。</p> <p>[2 略]</p> <p><u>（個人情報の安全管理義務違反に対する措置等）</u></p> <p>第 12 条 <u>〔①〕発注者は、受注者がこの契約に基づく業務に関し、個人情報保護法第 66 条第 2 項において準用する同条第 1 項の規定に違反しているとき、又はこの契約に基づく受注者の業務に従事している者が同法第 67 条に違反して</u></p>	<p>（個人情報等の保護に関する受注者の責務）</p> <p>第 6 条 受注者は、この契約の履行にあたって個人情報等を取り扱う場合は、市民の個人情報保護の重要性に鑑み<u>大阪市個人情報保護条例（平成 7 年大阪市条例第 11 号。以下「保護条例」という。）</u>の趣旨を踏まえ、この契約書の各条項を遵守し、その漏えい、滅失、き損等の防止その他個人情報等の保護に必要な体制の整備及び措置を講じなければならない。</p> <p>[2 同左]</p> <p><u>（事実の公表）</u></p> <p>第 12 条 <u>〔①〕</u>発注者は、受注者が保護条例第 15 条の規定に違反していると認めるときは、保護条例第 16 条第 1 項の規定に基づき、行為の是正その他必要な処置を講ずるべき旨を勧告することができる。</p>

いると認めるときは、受注者に対して、行為の是正その他必要な措置を講ずるべき旨を求めることができる。

[削る]

2 発注者は、業務に関し個人情報等の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

2 発注者は、受注者が前項に規定する勧告に従わないときは、保護条例第16条第2項に定める事実の公表を行うために必要な措置をとることができる。

3 発注者は、前2項に定めるもののほか、業務に関し個人情報等の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

備考 表中の [] の記載及び表中の対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

この標準契約書の改正は、令和5年4月1日から施行する。ただし、令和5年3月31日以前に発注した契約については、なお従前の例による。

建築工事監理業務委託契約書の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分〔 〕で注記した項番号を含む。以下同じ。）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）をこれに対応する改正後欄に掲げる対象規定のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）の改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものを削る。

改正後	改正前
<p>（個人情報等の保護に関する受注者の責務）</p> <p>第 6 条 受注者は、この契約の履行にあたって個人情報等を取り扱う場合は、市民の個人情報保護の重要性に鑑み<u>個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）及び大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例（令和 5 年大阪市条例第 5 号）</u>の趣旨を踏まえ、この契約書の各条項を遵守し、その漏えい、滅失、き損等の防止その他個人情報等の保護に必要な体制の整備及び措置を講じなければならない。</p> <p>[2 略]</p> <p><u>（個人情報の安全管理義務違反に対する措置等）</u></p> <p>第 12 条 <u>〔①〕発注者は、受注者がこの契約に基づく業務に関し、個人情報保護法第 66 条第 2 項において準用する同条第 1 項の規定に違反しているとき、又はこの契約に基づく受注者の業務に従事している者が同法第 67 条に違反して</u></p>	<p>（個人情報等の保護に関する受注者の責務）</p> <p>第 6 条 受注者は、この契約の履行にあたって個人情報等を取り扱う場合は、市民の個人情報保護の重要性に鑑み<u>大阪市個人情報保護条例（平成 7 年大阪市条例第 11 号。以下「保護条例」という。）</u>の趣旨を踏まえ、この契約書の各条項を遵守し、その漏えい、滅失、き損等の防止その他個人情報等の保護に必要な体制の整備及び措置を講じなければならない。</p> <p>[2 同左]</p> <p><u>（事実の公表）</u></p> <p>第 12 条 <u>〔①〕</u>発注者は、受注者が保護条例第 15 条の規定に違反していると認めるときは、保護条例第 16 条第 1 項の規定に基づき、行為の是正その他必要な処置を講ずるべき旨を勧告することができる。</p>

いると認めるときは、受注者に対して、行為の是正その他必要な措置を講ずるべき旨を求めることができる。

[削る]

2 発注者は、業務に関し個人情報等の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

2 発注者は、受注者が前項に規定する勧告に従わないときは、保護条例第16条第2項に定める事実の公表を行うために必要な措置をとることができる。

3 発注者は、前2項に定めるもののほか、業務に関し個人情報等の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

備考 表中の [] の記載及び表中の対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

この標準契約書の改正は、令和5年4月1日から施行する。ただし、令和5年3月31日以前に発注した契約については、なお従前の例による。

労働者派遣契約書の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分（〔 〕で注記した項番号を含む。以下同じ。）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）をこれに対応する改正後欄に掲げる対象規定のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）の改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものを削る。

改正後	改正前
<p>（個人情報等の保護に関する受注者の責務）</p> <p>第 8 条 派遣元事業主は、この契約の履行にあたって個人情報及び業務に係るすべてのデータ（以下「個人情報等」という。）を取り扱う場合は、市民の個人情報保護の重要性に鑑み<u>個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）、大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例（令和 5 年大阪市条例第 5 号）、大阪市特定個人情報保護条例（令和 5 年大阪市条例第 6 号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）及びその他の関連する法令等の趣旨を踏まえ、この契約書の各条項を遵守し、その漏えい、滅失、き損等の防止その他個人情報等の保護に必要な体制の整備及び措置を講じなければならない。</u></p> <p>[2 ・ 3 略]</p> <p><u>（個人情報の安全管理義務違反に対する</u></p>	<p>（個人情報等の保護に関する受注者の責務）</p> <p>第 8 条 派遣元事業主は、この契約の履行にあたって個人情報及び業務に係るすべてのデータ（以下「個人情報等」という。）を取り扱う場合は、市民の個人情報保護の重要性に鑑み、<u>大阪市個人情報保護条例（平成 7 年大阪市条例第 11 号。以下「保護条例」という。）、大阪市特定個人情報保護条例（平成 27 年大阪市条例第 89 号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）及びその他の関連する法令等の趣旨を踏まえ、この契約書の各条項を遵守し、その漏えい、滅失、き損等の防止その他個人情報等の保護に必要な体制の整備及び措置を講じなければならない。</u></p> <p>[2 ・ 3 同左]</p> <p><u>（事実の公表）</u></p>

<p>措置等)</p> <p>第 14 条 <u>〔①〕</u>派遣先は、派遣元事業主がこの契約に基づく業務に関し、個人情報保護法第 66 条第 2 項において準用する同条第 1 項の規定に違反しているとき、又はこの契約に基づく派遣元事業主の業務に従事している者が同法第 67 条に違反していると認めるときは、派遣元事業主に対して、行為の是正その他必要な措置を講ずるべき旨を求めることができる。</p> <p>[削る]</p> <p><u>2</u> 派遣先は、業務に関し個人情報等の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。</p>	<p>第 14 条 <u>〔①〕</u>派遣先は、派遣元事業主が保護条例第 15 条の規定に違反していると認めるときは、保護条例第 16 条第 1 項の規定に基づき、行為の是正その他必要な処置を講ずるべき旨を勧告することができる。</p> <p><u>2</u> 派遣先は、派遣元事業主が前項に規定する勧告に従わないときは、保護条例第 16 条第 2 項に定める事実の公表を行うために必要な措置をとることができる。</p> <p><u>3</u> 派遣先は、前 2 項に定めるもののほか、業務に関し個人情報等の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。</p>
<p>備考 表中の [] の記載及び表中の対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

附 則

この標準契約書の改正は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、令和 5 年 3 月 31 日以前に発注した契約については、なお従前の例による。